



福岡県医師会第 675 号 (地)

平成 28 年 5 月 30 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

医療用医薬品の流通改善に関する協力要請について

医療用医薬品の流通改善につきましては、昨年 6 月閣議決定の「経済財政運営と改革の基本方針 2015」において、後発医薬品に係る数量シェア目標値を 2018 年（平成 30 年）度から 2020 年（平成 32 年）度末までの間の早い時期に 80%以上とする使用促進や適切な市場価格の形成に向けて取り組むことなどが盛り込まれました。

また、昨年 9 月には、急激な環境変化を踏まえた流通改善を促進するため、流改懇において、「医療用医薬品の流通改善の促進について（提言）～後発医薬品の更なる使用促進などの環境変化に対応する持続可能な流通機能の観点から～」が取りまとめられています。（平成 27 年 12 月 20 日福岡県医師会第 2402 号（地）にて通知）

今般、上記提言の趣旨及び公的医療保険制度の安定的・継続的な運営の観点から、改めて別添別紙の下記取組について協力を依頼する旨、福岡県保健医療介護部薬務課を通じて、厚生労働省医政局経済課より別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

- (1) 単品単価取引の推進
- (2) 部分的な妥結
- (3) 長期未妥結等の原因となる利益のみ追求したアウトソーシング等
- (4) 不明確な返品

28薬第584号

平成28年5月24日

公益社団法人 福岡県医師会会長 殿

福岡県保健医療介護部薬務課長

(監視係)



医療用医薬品の流通改善に関する協力要請について

標記について、平成28年5月13日厚生労働省医政局経済課長から別添のとおり通知がありましたので、御了知の上、貴会会員に対して御周知いただきますようお願いいたします。



医政経発 0513 第 1 号

平成 28 年 5 月 13 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課長
（公印省略）

医療用医薬品の流通改善に関する協力要請について

医療用医薬品の流通改善については、これまでも公的医療保険制度下における不適切な取引慣行の是正を流通当事者に求めてきたところです。

また、昨年 6 月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2015」には、後発医薬品に係る数量シェア目標値を 2018 年（平成 30 年）度から 2020 年（平成 32 年）度末までの間のなるべく早い時期に 80%以上とする使用促進や適切な市場価格の形成に向け、医薬品の流通改善に取り組むことなどが盛り込まれました。

このように、医療用医薬品の流通を取り巻く環境は大きな転換期を迎えており、急激な環境変化を踏まえた流通改善を促進するため、流改懇において「医療用医薬品の流通改善の促進について（提言）～後発医薬品の更なる使用促進などの環境変化に対応する持続可能な流通機能の観点から～」が昨年 9 月に取りまとめられました。

この提言では、我が国の公的医療保険制度を支える強靱な流通体制を将来にわたり持続可能なものとし、安定的に医薬品供給を行っていくため、制度の担い手である流通当事者が連携し、一層の理解と信頼関係を構築するとともに、流通上の諸問題への真摯な取組が求められたところであります。

貴職におかれては、上記提言の趣旨及び公的医療保険制度の安定的・継続的な運営の観点から、あらためて下記の取組をご理解いただくとともに、流通改善の一層の推進にご協力いただきますよう、貴管轄下の各流通当事者への周知徹底及び御指導方、よろしくお願いいたします。



記

(1) 単品単価取引の推進

銘柄別収載及び市場実勢価格による価格改定を実施している現行薬価制度の趣旨及び公的医療保険制度を持続可能なものとするためにも、単品単価取引の重要性・趣旨を理解し、単品単価取引の更なる推進への協力をお願いしたい。

(2) 部分的な妥結

単品単価取引と同様、現行薬価制度の信頼性確保を確保する観点から、一部の取引先や特定の品目に限定しての妥結にとどまらず、全ての取引先と全ての品目について妥結をお願いしたい。

(3) 長期未妥結等の原因となる利益のみ追求したアウトソーシング等

公的医療保険制度下の公定価格による薬価制度であることに鑑み、個々の医薬品の価値を重視した交渉をお願いするとともに、本制度の維持を困難なものとし、長期未妥結の原因ともなる費用負担の公平性を無視して自己の利益のみを追求するような不適切な価格交渉のアウトソーシング等が行われることのないようお願いしたい。

(4) 不明確な返品

医療用医薬品は、その特性に即した流通過程における品質管理及び安定供給の確保が必要な生命関連製品であるため、返品による貴重な医療資源の損失や取引先への一方的な不利益とならないよう、返品に関するルールを事前に書面により締結して、不明確な返品が生じないための努力をお願いしたい。